

四日市市告示第159号

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

四日市市長 森 智広

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年四日市市告示第388号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第17条 この要綱における事業に係る事務は、 <u>高齢福祉課</u> 、障害福祉課又は保護課において行う。 2 （略）	第17条 この要綱における事業に係る事務は、 <u>介護・高齢福祉課</u> 、障害福祉課又は保護課において行う。 2 （略）

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（健康福祉部健康福祉課）